社会福祉法人　○○○会　生計困難者に対する相談支援事業実施規程

＜サンプル＞

社会福祉法人　○○○会

（目的）

第１条　この規程は、本会の実施する生計困難者に対する相談支援事業の適正な運営を図るために

　　　定めるものとする。

　　　　この事業は、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とす

　　　る方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、

　　　援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐことと

　　　する。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護

　　　等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を

　　　支援する経済的援助を行う。

（経済的援助の対象）

第２条　経済的援助の対象は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が定める実施要綱によるものと

　　　する。

（経済的援助の決定）

第３条　援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、前条に該当すると判断した総合生活相談員

　　　（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作

　　　成し、施設長に報告するものとする。

　　２　施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）か

　　　らの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

（経済的援助の期間及び限度額）

第４条　経済的援助の期間及び限度額は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が定める実施要綱に

　　　よるものとする。

（秘密の保持）

第５条　総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の職員は、職

　　　務上知り得た相談内容等を、部外者に漏らしてはならない。

（規程の変更）

第６条　この規程を変更しようとするときは、理事会（評議員会を設置している場合は理事会及び

　　　評議員会）の同意を得なければならない。

　　　附　則

　この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。